

議案第 8 1 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 2 8 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市野川保育園	川崎市高津区野川 3， 9 0 6 番地 4
川崎市末長保育園	川崎市高津区末長 1， 2 9 0 番地 3

」

を

「

川崎市野川保育園	川崎市高津区野川 3， 9 0 6 番地 4
----------	------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

末長保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。